

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	母子保健に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小林市は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

小林市長

公表日

令和7年2月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	母子保健に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)等関連法令に基づき以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1 妊産婦、または乳幼児の保護者に対して、必要な訪問指導 2 保健指導を受けることの勧奨 3 新生児の訪問、指導 4 乳幼児への健康診査 5 妊娠の届出、事実の確認 6 母子健康手帳交付、再交付 7 低体重児の届け出の受理、事実の確認、未熟児の訪問、指導 8 養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の申請の受理、支給の決定、台帳整備、医療券の交付、給付決定の通知、費用の徴収
③システムの名称	①健康管理システム ②団体内統合宛名システム ③住民基本台帳ネットワークシステム ④中間サーバー ⑤宛名・納付システム ⑥住民記録システム

2. 特定個人情報ファイル名

妊産婦台帳管理ファイル、乳幼児台帳管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表の70の項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表 42, 80, 95, 125の項 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表 95, 96の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 こども課
②所属長の役職名	こども課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 小林市細野300番地 0984-23-0220
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部 こども課 小林市細野300番地 0984-23-1278
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	--	--

8. 人手を介在させる作業

[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	-------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのログイン時等の認証について、個人毎にID・パスワードを設定し管理している。また管理者権限も限定し、他人が容易にログインできないようにしている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	1.特定個人情報をファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)等関連法令に基づき以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1 妊産婦、または乳幼児の保護者に対して、必要な訪問指導 2 保健指導を受けることの勧奨 3 新生児の訪問、指導 4 乳幼児への健康診査 5 妊娠の届出、事実の確認 6 母子健康手帳交付、再交付 7 低体重児の届け出の受理、事実の確認、未熟児の訪問、指導 8 養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の申請の受理、支給の決定、台帳整備、医療券の交付 給付決定の通知、費用の徴収	母子保健法(昭和40年法律第141号)等関連法令に基づき以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1 妊産婦、または乳幼児の保護者に対して、必要な訪問指導 2 保健指導を受けることの勧奨 3 新生児の訪問、指導 4 乳幼児への健康診査 5 妊娠の届出、事実の確認 6 母子健康手帳交付、再交付 7 低体重児の届け出の受理、事実の確認、未熟児の訪問、指導 8 養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の申請の受理、支給の決定、台帳整備、医療券の交付 給付決定の通知、費用の徴収 ※「7 低体重児の届け出の受理」については、子育て支援課においても行う。	事後	
平成30年6月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 小園 久雄	健康推進課長 一色 俊一郎	事後	
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
平成30年6月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年3月1日 時点	平成30年6月1日 時点	事後	
令和1年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 一色 俊一郎	健康推進課長	事後	
令和1年7月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年6月1日 時点	平成31年7月1日 時点	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策	—	新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和2年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 別表第二 26、56の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法別表第二 70の項 ・別表第二省令第39条	【情報提供の根拠】 別表第二 26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法別表第二 69の2、70の項 ・別表第二省令第38条の3、第39条	事前	
令和2年2月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事前	
令和2年2月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年1月1日 時点	事前	
令和5年4月1日	I－1－②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)等関連法令に基づき以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1 妊産婦、または乳幼児の保護者に対して、必要な訪問指導 2 保健指導を受けることの勧奨 3 新生児の訪問、指導 4 乳幼児への健康診査 5 妊娠の届出、事実の確認 6 母子健康手帳交付、再交付 7 低体重児の届け出の受理、事実の確認、未熟児の訪問、指導 8 養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の申請の受理、支給の決定、台帳整備、医療券の交付 給付決定の通知、費用の徴収 ※「7 低体重児の届け出の受理」については、子育て支援課においても行う。	母子保健法(昭和40年法律第141号)等関連法令に基づき以下の事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う。 1 妊産婦、または乳幼児の保護者に対して、必要な訪問指導 2 保健指導を受けることの勧奨 3 新生児の訪問、指導 4 乳幼児への健康診査 5 妊娠の届出、事実の確認 6 母子健康手帳交付、再交付 7 低体重児の届け出の受理、事実の確認、未熟児の訪問、指導 8 養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の申請の受理、支給の決定、台帳整備、医療券の交付 給付決定の通知、費用の徴収		
令和5年4月1日	I－4－②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 別表第二 26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法別表第二 69の2、70の項 ・別表第二省令第38条の3、第39条	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法別表第二 69の2、70の項 ・別表第二省令第38条の3、第39条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I－5－①部署	健康福祉部 健康推進課	健康福祉部 こども課	事後	
令和5年4月1日	I－5－②所属長の役職	健康推進課長	こども課長	事後	
令和5年4月1日	I－8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 健康推進課 小林市真方89番地1 0984-23-0323	健康福祉部 こども課 小林市細野300番地 0984-23-1278	事後	
令和5年4月1日	II－1対象人数	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年4月1日	II－2取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項別表第一 49の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項別表の70の項	事後	
令和7年2月5日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二 26、56の2、69の2、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第19条、第30条、第44条 【情報照会の根拠】 ・番号法別表第二 69の2、70の項 ・別表第二省令第38条の3、第39条	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号。以下「番号利用法情報提供省令」という。)第2条の表 42、80、95、125の項 【情報照会の根拠】 ・番号利用法情報提供省令第2条の表 95、96の項	事後	
令和7年2月5日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	IIしきい値判断項目 2. 取扱人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	
令和7年2月5日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式への変更に伴う項目追加	事後	
令和7年2月5日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式への変更に伴う項目追加	事後	